



お持ちの空家、今できることから始めませんか？

## 千代田町空家支援施策のご紹介

### こんなことでお困りではありませんか？

「実家が空家のままで何年もそのままになっている」「草木が伸びてしまい、ご近所から苦情がきた」「遠方に住んでいて、なかなか見に行けない」など……

誰も住んでいない家は、どうしても管理が行き届かなくなり、老朽化や倒壊のリスク、さらには近隣トラブルにつながることもあります。

このチラシでは、空家の将来を検討するための支援制度についてご紹介しています。



### 利活用する「空家を活かしたい」「貸す・売ることを検討している」方へ

#### 相続登記支援事業補助金

相続登記に関する費用の一部を補助します。

**対象費用** 令和7年4月1日以降に相続人又は遺贈による相続登記や未登記家屋の表示登記を行うために発生した経費

**補助額** 補助対象経費の全額  
(2万円上限、千円未満切り捨て)

#### 空家等バンク

空家を貸したい・売りたい方と、借りたい・買いたい方をつなぐマッチング制度です。

**対象物件** 町内にある個人が所有する住宅で、現在居住していない空家

**費用** 無料

**申込方法** 申請書、登録カード、添付書類を千代田町役場 都市整備課へ提出

### 解体する「老朽化して困っている」「解体や維持費の負担を軽くしたい」方へ

#### 空家除却補助金

老朽化が進んだ空家の解体に要した費用の一部を補助します。

**対象費用** 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられた町内にある空家を解体するために発生した経費

**補助額** 解体経費の3分の1以内  
(30万円上限、千円未満切り捨て)

#### 老朽化した空き家を除却した土地の固定資産税等の減免

空家の除却によって増える税負担を軽減し、更地でも一定条件で税の減免が受けられます。

**減免額** 住宅用地特例の適用有無による固定資産税等の差額(百円未満切り捨て)

**減免期間** 空家除却の翌年から最大3年間(賦課期日基準)

### 管理する「荒れた状態にたくない」方へ

#### 空家管理支援

千代田町シルバー人材センターでは、空家の所有者等と契約し、有料での管理業務を行っています。

#### 対応可能な管理業務

- ・目視点検
- ・除草、清掃
- ・樹木の伐採、枝おろし又は剪定
- ・小規模な修繕、修理 等

お問合せ：千代田町シルバー人材センター(千代田町社会福祉協議会内) ☎0276-86-6181

申請には条件があります。詳細はこちらからご確認ください。

